

1. 日時 令和8年1月26日(月)14時30分から16時30分
2. 場所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂
3. 出席者(委員) 阿部委員、奥野委員、片岡委員、金本委員、川北委員、北川委員、田中委員(会長)、中島委員、野山委員、早津委員、水谷委員、森永委員、山野委員、山本(静)委員、山本(喜)委員 (50音順) 合計15名

4. 議題
- ・三重県障がい者施策年次報告について
 - ・次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定について
 - ・その他

5. 主な意見等

- ①(委員) 県内で就職面接会を開催し、企業172社、求職者594人が参加したことについて、そのうち就職が決まった人数は何人か。

(県) 82名が就職している。

- ②(委員) 自立した生活ができるよう居住整備を促進したということについて、事業者がグループホームを建てたいと思っても地域住民の理解が得られず、話が進まないことをよく聞か、県として支援等を考えているか。

(県) 県の支援という形では難しいが、相談をいただくことは時々ある。その際に事業所の方と一緒に考えたり、地域の方々の理解を得られるよう、事業所の方に説明会の開催をお願いしたりしている。

(委員) 県の職員が同席し、グループホームが建てやすくなるよう地域の方々に働きかけているか。

(県) 県職員が同席するというところまではやっていないのが現状である。

- ③(委員) 県は市町の担当者会議で福祉避難所の設置や運営に関する実務研修を開催しているが、その際に市町に対し福祉施設へ伝達するように伝えているか。また、大きな地震や災害が起こったことがなく、福祉避難施設を実際に開設したことがないため、実務研修があればいいと思う。

(県) 実際に避難所を運営していただくのは施設側なので、実際に災害が起こった時にどう動

くかということについては、いただいたご意見を踏まえ、今後どのような取り組みができるのか、関係課と共有したい。

- ④（委員）医療的ケア課題検討部会において、事業所からの報告で、「レスパイトの予算が削られた」という話が出たが、それについてお聞きしたい。

（県）「予算を削られた」ということについては少し誤解がある。在宅でレスパイトを受けられるよう新しく在宅レスパイト事業を各市町で新しく始めているところがあり、それを県内の他の市町にも広げていこうと県で支援しているところである。

国の事業の要綱上、予算が国 1/2、市町 1/2 となっており、その市町 1/2 のところを県が支援できないかと新たな予算を考えたが、少し難しく、実現できなかった。

- ⑤（委員）三重県の場合、特別支援学校では、高等部 1 年生の 3 学期から就労に向けて実習を中心に取り組んでいるが、一般の高校へ進学した障がいのある生徒は、企業がほぼ内定を出し、その年度の採用枠を固めた後に就職活動をするが多いため、なかなか上手くいかず、ミスマッチを感じることが多い。そのあたりについて何か取り組まれるほうがいいのではと思う。

（県）生徒の進学先は、障がいの種別や「どこで学びたいか」という生徒本人や保護者の意向もあり、特別支援学校に進学する生徒も高等学校へ進学する生徒もいる。

高等学校へ進学した障がいのある生徒が就職活動を行う際は、障がいについての状況や困っていることがあれば、それに寄り添う形で就職活動の支援している。特別支援学校高等部のように早い時期から何度も実習を重ねるということは出来ないが、インターンシップ等も絡めながら就職活動を行うという流れもある。

- ⑥（委員）令和 8 年度 7 月から法定雇用率が 2.7%に引き上げられる。実績値について、令和 6 年度は 57.6%、令和 7 年度は 57.7%ということだが、目標の 63.6%を達成するのは恐らく難しい。法定雇用率が引き上げられることについて、企業側も非常に敏感になりつつあるので、今後、そういった取り組み等についてご検討いただけたらと思う。

- ⑦（委員）子どもたちの状況は、5 年、10 年前に比べると、障がいの状況は非常に多様化している。就労について、今までのように、フルタイムで働くという前提ではなく、短時間労働という形を考えていく必要がある。また、働くことだけでなく、働かない時に福祉サービスを受け、そちらで自分たちの居場所を作っていくことが同時にできないと、なかなか短時間働くということが出来ない。

（県）障がい者福祉サービスという意味では、就労選択支援というのは新しいサービスが入ってくることもあるので、就労選択支援自体を拡大しながら障がいに応じて支援を行っていく必要がある。市町などの関係機関と連携を図り、生徒に応じた支援をどのようにやっていけるのかを考えていきたい。

- ⑧（委員）特別支援学校ではなく、高等学校へ進学する理由の一つに、保護者が高校卒業の資格をどうしても欲しいということを強く望んでいるケースがある。生徒本人にもその気持ちが強くある場合は別として、そうでない場合はミスマッチにつながっていく。

フルタイムと福祉サービスを合わせた人生設計という話もあったが、それは年金をもらえることが大前提で、発達障がいの方であれば、なかなか年金をもらいにくい。国のほうだと思うが、金銭的な援助が必要である。

- ⑨（委員）小・中学校から高校へ進学する際に学校間で引き継がれるパーソナルファイルについて、それに基づき教員が個々の生徒の資質に応じた支援をしているということであれば、それが活かされているということだが、パーソナルファイルを知らない教員もいるようなので、所管である県から教員へしっかり伝えていただきたい。

（県）各学校に特別支援教育コーディネーターが配置されており、その研修会において、高等学校でパーソナルファイルを活用するよう研修を行っているが、委員の話をお聞きし、まだまだその部分に力を入れなければと考えたので、引き続きそのように周知し、活用していきたい。

- ⑩（委員）知的障がいのある子どもについて、高齢になった保護者がまだまだ知的障がいの子どもの面倒を見ているというのが現実だと思う。グループホームにおいても、熱が出る等の際には必ず親が呼ばれ、治るまで自宅にいるという生活をしており、親が元気でないとグループホームでは暮らすことが出来ず、グループホームが遠い部屋になっただけで、家にいるのと変わらない。

一方で、このような暮らしを続けていかないと、親に何かあった時にかわいそう、体験がないといけない、ということでグループホームに入っている人もいる。

親も子どもも高齢になる前に、安心して、お互いが自立して暮らせるよう、知的障がいの思いを何とか引き出していただけるようお願いしたい。

（県）質の面で、サービス管理責任者の更新の研修など、様々な機会を捉えて人材育成ビジョンに基づいて向上を図っていきたいと思う。また、障害福祉計画に関しては国の指針に基づき、次期障がい者共生社会づくりプランを策定していくことになるが、国の方でも事業所の質の向上に関しての取り組みをいくつか検討しているとの事なので、そういったところも考慮しながら今後も必要な取り組みを行っていきたいと思う。

- ⑪（委員）2024年4月に合理的配慮の提供が事業者に義務化された。事業者側の合理的配慮に対する理解も大事であるとともに、事業者側が合理的配慮を求められるのは当然のことだが、障がい者側にも「合理的配慮とはどういうものなのか」というその定義を理解してもらう活動も必要だと思う。

合理的配慮という言葉だけが先行して、「自分の要望を全て受け入れてもらうことが合理的配慮だ」と思っていることもありそうなので、今後、障がい者側にも合理的配慮の定義について理解してもらうことを推進の中に入れていただきたい。

(県) 基本的には、合理的配慮は双方の話し合い・折り合いで見つけていくところである。年1回講演会という形で研修を行っており、障がいのある方にも参加いただくことができるので、その研修の中で合理的配慮の意味合いについて、講演会の要素として取り入れていけるのかを検討したい。

また、日々の相談業務や啓発推進、アウトリーチで説明する中で、建設的な対話を行い、落としどころを見つけ、双方が納得いくような形で進めていきたいということをアドバイスしている。

- ⑫ (委員) 入所施設の定員は減らさない計画である一方、地域移行を進めていくということであれば、実際の利用者数と定員数に差が生じ、その差が広がってきている状況なのではないかと思う。

昨年開かれた厚労省の検討会においても入所施設の役割について、災害、看取り、強度行動障害への対応等、特化した内容が出てきている。県は入所施設の役割についてどのように考えているか。

(県) 県として、入所定員数についてどのようにしていくのかは、入所施設との兼ね合いや事業所がどのように考えるかという部分もある。

まずは現状の数字をそのまま置いているが、実際には、今年度に入っても事業所から「利用される方が少なくなってきたので定員数を減らしたい」という話をいくつかいただいている。

- ⑬ (委員) 三重県において、いわゆる中山間地域における事業者や支援者の確保が非常に難しいのではないかと推測される。そういった問題を広域の課題として、中山間地域の「福祉の資源の格差」に対しどのような方針があり、どのような取り組みをしているのか。

(県) 中山間地域からの要望はあまりなく、南部において事業所が少ないというお話をいただく。国においても、今後、中山間地域で事業所数や担い手を確保できない中でサービスをどのように提供していくのかということについて、あり方検討会を進めていただいているところである。方向性としては、障がいだけを考えるのではなく、介護分野や福祉全般の中で考えていかなければそれらの確保が出来ないので、包括型といった形で検討が進んでいると聞いている。

県では、そういった国の動向を考慮しながら必要なサービスをどのように提供していくのかを地域の実情に応じて市町と検討していく必要がある。

(委員) 入所施設の在り方に関しては、セーフティーネットとしての役割も担っていると思われるので、県として広域的に検討いただきたい。

- ⑭ (委員) 中山間地域において施設の利用者がどんどん減ってきている。今までは、公的部門、つまり県や市町、社協などは民業圧迫を避けるため、あまり手を出してこなかったが、今、民業がどんどん撤退している。そういった状況の中では、やはり公的なものがないと、障がい者や介護が必要な者が放っておかれてしまう。次期計画では、国の動向も見

ながらそのあたりも検討いただきたい。

- ⑮（委員）視覚障がい者は目が見えないので移動がきついという大きな課題がある。これは身体障がい者等、車椅子を使用する障がい者や重度障がい者なども同じである。

三重県視覚障害者協会では日本視覚障害者団体連合会に対し、障がい者の移動について、障害者基本法の中に組み込みたいという要望をしている。障害者基本法の改正について、そういった情報が県に届いたら教えていただくとともにぜひ情報収集をしていただきたい。また、新しい計画の中に入れていけるのが一番良いのではないかと思う。

（県）最新の情報を収集し、計画策定の段階で何ができるかを検討していきたい。

- ⑯（委員）国の諸方針について、自治体の特徴やニーズに応じた形だと国の方針どおりにはできないという声が各自治体から上がっていると思う。ぜひ県内の当事者や家族のニーズを把握していただき、必要であれば、国が出す方針ではない独自の政策を考えていただけたらと思う。

（県）参考にさせていただく。